

3 騒音・振動

(1) 環境基準について

騒音の環境基準 (H10.9.30 環境庁告示第 64 号、H24.4.2 八王子市告示第 75 号)

(この基準は航空機騒音、鉄道騒音および建設作業騒音には適用しない。)

(単位：デシベル)

地域累計	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準 (昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下) によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道 (市町村道にあっては4車線以上の区間に限る) 等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(2) 要請限度について

①騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
b区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び4車線以上の区間の市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は20mの範囲とする。 				

②振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65 (8時～19時)	60 (19時～8時)
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 (8時～20時)	65 (20時～8時)
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。			

(3) 道路交通騒音等調査結果表

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●	
				昼間	夜間
国道 16 号 (八王子バイパス)	八王子市大谷町 355-1 先 平成 31 年 1 月 15 日～1 月 18 日	準住居地域	6	75	70
				71	70

(4) 自動車騒音常時監視結果

路線名	区間距離 (km)	区間起点住所	区間終点住所	区間戸数	環境基準達成戸数		環境基準達成状況	
					昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道 16 号	2.5	八幡町 13	左入町 776	772	768	764	99	99
一般国道 16 号	1.0	左入町 776	左入町 263	44	44	33	100	75
一般国道 16 号	1.8	鎌水 1337	片倉町 1778	28	25	25	89	89
一般国道 16 号	3.8	片倉町 1776	八日町 5	2,943	2,934	2,804	100	95
一般国道 16 号 (八王子バイパス)	3.5	鎌水 1271-3	北野町 538-21	519	501	470	97	91
一般国道 20 号	4.5	八幡町 2-17	東浅川町 1096	4,130	4,109	4,102	99	99
一般国道 468 号 (圏央道)	5.2	下恩方町 34	戸吹町 580	77	77	77	100	100
一般国道 411 号	1.0	戸吹町 168	戸吹町 2103	91	91	91	100	100
八王子あきる野線	1.4	戸吹町 1412-2	戸吹町 503	33	31	29	94	88
山田宮の前線	3.8	上川町 3174	下恩方町 1516	226	219	219	97	97
町田平山八王子線	1.8	堀之内 2-1	八王子市・日野市境	213	213	213	100	100
町田日野線	0.4	松が谷 1	松が谷 42-5	32	25	30	78	94
小山乞田線	3.6	南大沢 4-3	堀之内 3-1	1,243	1,230	1,222	99	98
瑞穂あきる野八王子線	5.4	高月町 1236	左入町 941-1	423	410	410	97	97
上館日野線	2.1	打越町 645-3	長沼町 4-7	979	932	853	95	87
上野原八王子線	2.6	四谷町 863	追分町 14	1,093	1,093	1,087	100	99

(5) 騒音測定結果

① 道路交通騒音（常時監視測定によるもの）

打越町測定室：等価騒音レベル (Leq) 測定期間：平成 30 年度						
月	有効測定日数	測定時間	等価騒音レベルが昼間 70dB を超えた日数	等価騒音レベルが夜間 65dB を超えた日数	時間帯平均値	
					昼	夜
	日	時間	日	日	dB	dB
4	30	720	0	0	55.9	52.2
5	31	744	0	0	56.9	53.8
6	30	720	0	0	55.9	52.6
7	31	744	0	0	60.5	55.0
8	29	708	0	0	61.8	54.5
9	27	656	0	0	59.7	56.1
10	31	744	0	1	57.6	56.2
11	30	720	0	0	56.5	52.5
12	31	743	0	0	55.8	54.8
1	31	744	0	0	56.6	53.7
2	28	672	0	0	56.0	52.1
3	31	744	0	0	57.0	53.2
通年	360	8659	0	1	58.0	54.1

② 航空機騒音

調査場所 ^注	調査期間	地域類型	Lden (dB)※1		WECPNL※2		騒音発生回数 ※3	環境基準 ※4
			実測値	推定値	実測値	推定値		
石川市民センター (石川町 438)	H29(2017).7.17~ H29(2017).7.30	I	50	51	64	61	164 (28)	○
都市づくり公社 (高倉町 49-3)	H29(2017).7.17~ H29(2017).7.30	II	49	50	61	59	169 (34)	○
大和田市民センター (大和田町 5-9-1)	H29(2017).7.17~ H29(2017).7.30	I	40	41	51	49	106 (19)	○
首都大学東京 (南大沢 1-1)	H29(2017).7.17~ H29(2017).7.30	I	46	47	58	55	132 (31)	○
石川中学校 (久保山町 2-55)	H29(2017).7.7~ H29(2017).7.20	I	48	50	62	62	271 (38)	○

注：調査場所の石川中学校については八王子市調査であり、その他の調査場所については東京都調査（平成 29 年度航空機騒音調査結果報告書（東京都環境局）より抜粋）である。

※1 Lden

各飛行機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを基に求める評価指標。環境基準は、平成 25 年 4 月 1 日から Lden を採用している。

※2 WECPNL

航空機の最大騒音レベルと航空機の機数（発生回数）を基に求める評価指標。環境基準は、平成 25 年（2013 年）3 月 31 日まで WECPNL を採用していた。

※3 騒音発生回数

騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 dB 以上大きい航空機騒音の発生回数の合計。（ ）は 1 日の最多回数。

※4 環境基準（Lden で評価）

Lden での評価であり、環境基準値以下の場合には○、上回る場合は×

地域類型 I（専ら住居の用に供される地域）：57 dB 以下

地域類型 II（I 以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要がある地域）：62 dB 以下